

○ 財務省告示第 156 号

国債の発行等に関する省令（昭和 57 年大蔵省令第 30 号）第 5 条第 11 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 9 日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 11 日

財務大臣 加藤 勝信

- | | | |
|---|-------------------|--|
| 1 | 名称及び記号 | 利付国庫債券（10 年）（第 378 回） |
| 2 | 発行の根拠法律
及びその条項 | 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律（平成 24 年法律第 101 号）第 3 条第 1 項並びに特別会計に関する法律（平成 19 年法律第 23 号）第 46 条第 1 項及び第 62 条第 1 項 |
| 3 | 振替法の適用等 | 社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 |
| 4 | 発行方法 | 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第 I 非価格競争入札発行」という。） |
| 5 | 募入決定の方法 | |

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 価格競争入札発行 | 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。 |
| (2) 非競争入札発行 | 各申込みの応募額を案分により割り当てる。 |
| (3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 | 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。 |

6 発行額

- | | |
|---------------------------|---|
| (1) 価格競争入札発行 | 額面金額で 1,961,300,000,000 円
うち、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 563,815,300,000 円（令和 7 年度予算分）、特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 832,680,250,000 円、同法第 62 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で 564,804,450,000 円 |
| (2) 非競争入札発行 | 特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 1,222,000,000 円 |
| (3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 | 特別会計に関する法律第 46 条第 1 項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で 636,800,000,000 円 |

7 払込金額

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 価格競争入札発行 | 1,982,794,680,000 円 |
|--------------|---------------------|

(2) 非競争入札発行	1,235,442,000 円
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	643,804,800,000 円
8 最低額面金額	50,000 円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発行日	令和 7 年 5 月 9 日
11 発行価格	
(1) 価格競争入札発行	額面金額 100 円につき 100 円 92 銭以上のそれぞれの応募価格
(2) 非競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額 100 円につき 101 円 10 銭
12 利率	年 1.4%
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第 20 号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{1.4}{100} \times \frac{50}{365}$
14 初期利子	令和 7 年 9 月 20 日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第 16 号において規定する期日について同じ。）。

	額 面 金 額 × $\frac{1.4}{100} \times \frac{1}{2}$
15 第 2 期 以 後 の 利 子	毎 年 3 月 20 日 及 び 9 月 20 日 を 支 払 期 と し、各 支 払 期 に お い て、そ の 日 以 前 6 月 間 に 属 す る 利 子 を 支 払 う。
16 償 還 期 限	令 和 17 年 3 月 20 日
17 償 還 金 額	額 面 金 額 100 円 に つ き 100 円
18 元 利 金 支 払 場 所	日 本 銀 行
19 入 札 参 加 者	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者
20 払 込 期 日	令 和 7 年 5 月 9 日